東和薬品行政ニュース 2023年(令和5年) 6月1日号

オンライン診療その他の遠隔診療の推進に向けた基本方針(案) 社会保障審議会 概ね了承

遠隔医療の更なる活用に向け、策定を進めてきた「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針(案)」(以下、基本方針案)が、5月12日の社会保障審議会医療部会で概ね了承されました。 本号では、基本方針案について一部紹介いたします。

†Topic解説

基本方針案は、①策定の経緯(目的など)、②オンライン診療等、③医師等医療従事者間での遠隔医療、④その他遠隔医療に関連する事項の4項目で構成されています。本号では、そのうち②、③を中心に説明いたします。

① 目的 オンライン診療その他の遠隔医療の適正かつ幅広い普及に資すること

本方針では、オンライン診療その他の遠隔診療(以下、オンライン診療等)の課題を示し、その解決に向け、国、都道府県、市町村等が取組む方向性を提示することで推進を図っています。

② オンライン診療等 (医師と患者間での遠隔医療) について

オンライン診療等:遠隔医療のうち、オンライン診療とオンライン受診勧奨(※)を含むもの

(※) オンライン受診勧奨:遠隔医療のうち、医師 – 患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い、 医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為

【期待される役割】

- > 通院に伴う患者負担の軽減及び継続治療の実現
- ▶ 訪問診療および往診等に伴う医療従事者の負担軽減
- ▶ 患者がリラックスした環境での診療の実施

▶ 感染症への感染リスクの軽減

筡

➤ 医療資源の柔軟な活用

【オンライン診療等の実施時の形態と特徴】

- D to P (医師と患者間で診療をおこなう形態・一般的な形態)
- 感染症への感染リスクを最も軽減でき、患者の通院に伴う負担や訪問診療時等の負担も軽減できる。
- D to P with D (患者側に医師が同席し遠隔地にいる医師が診療をおこなう形態)
 - 専門の医師等による診察を提供できるとともに、医師同十の情報共有もスムーズにできる。
- D to P with N (患者側に看護師が同席し、遠隔地にいる医師が診療を行う形態)
 - 通信機器の使用など、日常生活に即した支援や患者と医師の円滑な意思疎通が可能になる。

D to P with その他医療従事者

(患者側に医療従事者(薬剤師等)が同席し、遠隔地にいる医師が診療を行う形態)

- 医学的な支援又は日常生活に即した支援や、患者と医師の円滑な意思疎通が可能になる。
- 医師の指示に基づく服薬指導やリハビリテーション等を実施することが可能。

D to P with オンライン診療支援者(医療従事者以外)

(医療従事者以外の支援者が同席し、遠隔地にいる医師が診療を行う形態)

• 支援者の技術的な支援により、高齢者等に対する円滑なオンライン診療の実施が可能

【推進に向けた現状の課題と国などの取組みの方向性】

- ▶職員教育に用いる教材や研修が整備されていない。
- ▶ 事務マニュアルのひな形等が整備されていない。
- ▶ 規模の大きな病院においては独自のシステムを構築する必要がある場合がある。

」 国の取組み:導入時に参考となる事例集、手引き書※、チェックリスト等の作成 等

→ 地方の取組み:オンライン診療実施医療機関を住民が把握しやすいよう工夫する 等

※手引き書:オンライン診療等の利用手順、処方薬の受渡し方法等

-Topic解説

③ 医師等医療従事者間での遠隔医療

本項目は、遠隔放射線画像診断、遠隔病理画像診断、遠隔コンサルテーション、遠隔カンファレンス、遠隔救急支援、12誘導心電図伝送、遠隔ICU、遠隔手術指導等が該当します。

【期待される役割】

- ➤ 医療資源の少ない地域における医療の確保への貢献
- ▶ 効率的・効果的な医療提供体制の整備
- ▶ 医療従事者の働き方改革等への寄与

【遠隔医療実施時の形態と例】

D to D (医師-医師間で実施する形態)

へき地の診療所の医師が中核病院の専門の医師に診療上行う相談、外科医が大学病院の病理医に病理画像を送り依頼する病理診断等、医師間で診療支援等を行う遠隔コンサルテーション等

D to N、D to その他医療従事者 (医師が直接患者を診療していない状態で、情報通信機器を通じ、医師が看護師等の医療従事者を遠隔で指導する形態)

N to N、N to その他医療従事者、その他医療従事者 to その他医療従事者

(情報通信機器を通じ、医師以外の医療従事者間で支援・指導を行う形態)

【推進に向けた現状の課題と取組みの方向性】

遠隔にいる医師(医療従事者等)の役割と責任の範囲の明確化、個人情報保護法制に 沿った遠隔医療における患者の医療情報の共有、遠隔医療システムの安全管理、緊急時や不 測の事態への対応策の検討等があり、医療従事者間の遠隔医療の適正な推進に向けて、これ らの課題を円滑に解決する環境の整備が求められている。



国の取組み:導入時に参考となる事例集、手引き書*、チェックリスト等の作成 等地方の取組み:医療機関間の連携関係の構築(紹介等) 等

※手引き書:遠隔医療システムの導入手順、医療機関職員向けの周知方法等

④ その他遠隔医療に関連する事項

本項目では、地域の医療提供体制の充実に向け、都道府県又は市町村が積極的に取組むこと、適切な説明がおこなえる人材の育成に向けた知識の習得を望むこと等が記載されています。そして、新しい技術を踏まえた遠隔医療の推進について等の記載もございます。

例えば、オンライン診療、電子処方箋、オンライン服薬指導及び薬剤の配送を組み合わせることで、自宅に居ながら受診から薬剤の受取までを完結することが可能となり、更なる患者の利便性向上や感染症対策の効果が期待されます。このような新しい技術や動きが与える影響に留意し、必要に応じて遠隔医療の推進のあり方を検討する必要があります。

用語	説明	用語	説明
その他医 療従事者	医師並びに看護師等を除く医療従事者	D	医師(Doctor)
遠隔医療	情報通信機器を活用した、健康増進、医療に関する行為	Р	患者(Patient)
オンライン 診療	遠隔医療のうち、医師 – 患者間において、情報通信機器を通して、 患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為 を、リアルタイムにより行う行為	N	看護師等(Nurse)

参考:厚生労働省_社会保障審議会医療部会(第98回)(2023/5/12)資料1,参考資料をもとに作成

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000210433_00041.html



発行元:東和薬品株式会社 DC-003817